

第4回 宇宙法制小委員会 議事要旨

1. 日 時 平成30年11月20日（火） 16:00～17:30

2. 場 所 内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

青木座長、石田委員、窪田委員、小塚委員、櫻井委員、下村委員、白井委員

(2) 事務局（宇宙開発戦略推進事務局）

高田事務局長、行松審議官、高倉参事官、山口参事官

(3) 関係省庁等

外務省総合外交政策局宇宙室主席事務官

上原 研也

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課課長補佐

佐々木 裕未

経済産業省製造産業局宇宙産業室長

浅井 洋介

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構副理事長

山本 静夫

4. 議事要旨（以下○意見・質問等、●回答）

(1) 一つ目の議題の「人工衛星の軌道上での第三者賠償に対する政府補償の在り方（中間整理たたき台）」について、議論を行い、委員からは以下のようなコメントがあった。

- 宇宙活動法と原賠法は、「被害者救済」を法目的の一つにしているが、両者の被害者救済の意味合いは異なる。したがって、両法を単純に比較することは好ましくないのではないか。
- 市場メカニズムがワークしなくなったことを「市場の失敗」と理解しているが、保険市場で十分に供給することが可能な状況だからと言って、「市場の失敗」が起きてない状況とは必ずしも言えない。したがって、「市場の失敗が起きている状況とは確認できない。」という記載は、正確ではないのではないか。
- 例えば、軌道上サービスについて言えば、様々なサービスがある中で、それぞれについて、技術的な側面などを十分に分析した上で、必要な支援策について検討していくのが良いのではないか。
- 被害が実際に起こる前に制度を予め設けておくことの重要性にも触れた方が良いのではないか。

- 軌道上の事故が原因で地上落下損害が起きることも考えられるが、その場合を論じない理由について言及した方がよいのではないか。

以上